



日本郵政がかんぽ生命保険<7181>株式の大量保有報告書を提出



かんぽ生命保険<7181>について、日本郵政が11月9日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「郵政民営化に伴い取得した発行者株式を郵政民営化法第61条第2号の規定に基づいて保有するもの。なお、発行者株式については、同法第62条第1項の規定により、その全部を処分することを目指し、株式会社かんぽ生命保険の経営状況、ユニバーサルサービス確保の責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に、処分することとされており、当該処分までの間において保有するもの。」によるもの。

報告書によると、日本郵政のかんぽ生命保険株式保有比率は、89.00%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2015年11月4日。